



# 山形県公報

令和2年7月7日(火)  
第119号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則……………(水大気環境課) ……728

### 告 示

- 保健師助産師看護師法による准看護師試験の指定試験機関の指定……………(医療政策課) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……729
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則……………730
- 山形県人事委員会規則6-2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………731

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁総務課) ……732
- 令和2年度狩猟免許試験の実施……………(みどり自然課) ……同
- 令和2年度狩猟免許更新に係る適正試験及び講習の実施……………(同) ……733
- 令和2年山形県保育士試験の実施……………(子育て支援課) ……734
- 令和2年度職業訓練指導員試験の実施……………(雇用対策課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……735
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……738

### そ の 他

- 令和2年度行政書士試験の実施……………(市町村課) ……740

## 規 則

山形県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第57号

#### 山形県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

山形県浄化槽法施行細則（昭和60年10月県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」を「浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第528号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第27条第1項の規定により、指定試験機関を次のとおり指定した。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定試験機関の名称	指定試験機関の所在地	指定年月日
一般財団法人日本准看護師推進センター	東京都文京区本駒込二丁目28番16号	令和 2. 6. 29

### 山形県告示第529号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.85%」を「年0.90%」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年4月20日から適用する。
- 令和2年4月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第530号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.85パーセント」を「年0.90パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年4月20日から適用する。
- 令和2年4月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県告示第531号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営鶴子六沢地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営鶴子六沢地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業農地整備事業(経営体育成型))計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
尾花沢市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和2年7月13日から同年8月13日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第532号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡白鷹町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡白鷹町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月7日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第2条の9を第2条の10とし、第2条の2から第2条の8までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の見出し及び1条を加える。

（社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第2条の2 条例第5条第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、児童の福祉に関する相談、調査、判定及び指導の業務に従事する職員とする。

附則に次の見出し及び1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

5 条例附則第9項の人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる作業とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（条例附則第9項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）の軽症者等（無症状病原体保有者及び軽症患者をいう。）が宿泊療養を行う施設（以下「宿泊療養施設」という。）内において当該感染症の患者に接して行う作業
- (2) 宿泊療養施設内において行う新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業
- (3) 宿泊療養施設内において行う当該施設の運営に関する作業であつて、1日の勤務時間の全部又は大部分を当該施設内に留まつて行うもの
- (4) 新型コロナウイルス感染症の患者の救護
- (5) 新型コロナウイルス感染症の患者が使用した物件の処理作業
- (6) 前5号に掲げる作業に相当する作業で人事委員会が認めるもの

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）（以下「改正後の規則」という。）附則第5項の規定は令和2年3月30日から、改正後の規則第2条の2の規定は同年4月1日から適用する。

山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月7日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

第3条中「旅費の額は」を「旅費の額は、条例第31条第2項の規定に基づき人事委員会と協議して定める旅費の額を支給する場合を除き」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月7日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

#### 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「結核及び」を削る。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例)

- 12 病院に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が別に定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第13条の規定は適用しない。
- 13 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(以下「改正後の規程」という。)附則第12項及び第13項の規定は令和2年3月30日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定に基づいて支給された防疫作業手当は、改正後の規程の規定による防疫作業手当の内払とみなす。

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
令和2年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人黒堀の里山保存会
  - (2) 代表者の氏名  
佐東 貞美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東村山郡中山町大字岡113番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、中山町岡地区に長く伝わってきた日本の里山文化を守り、美しい佇まいを後世に受け継いでいくと共に国指定重要文化財の旧柏倉九左衛門家住宅を核とする地域の景観の保全や環境の整備に関する事業を行い、事業の継承をもってまちづくりや地域振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
令和2年6月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人すぶうん
  - (2) 代表者の氏名  
草野 恵子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東置賜郡高島町大字高島837番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、主に高島町の住民、さらに置賜地域の住民に対して、家族の支援に関する事業を行い、地域の福祉の向上に寄与することを目的とする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の期日及び場所

期 日	場 所
令和2年8月22日（土）	置賜総合支庁（本庁舎）
同 年9月12日（土）	山形県庁
同 年9月13日（日）	山形県庁
同 年10月10日（土）	庄内総合支庁
令和3年1月15日（金）	村山総合支庁西村山地域振興局（わな猟免許に限る。）

- 2 時 間  
午前9時から午後5時30分まで  
村山総合支庁西村山地域振興局で開催の試験のみ午後1時から午後6時まで
- 3 受験資格  
県内に住所を有する者で、令和2年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳未満、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳未満の者を除く。
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類
    - イ 狩猟免許申請書
    - ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）
      - (イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を

呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ）及び（ロ）に該当する者を除く。）

ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚

(2) 提出先

山形県環境エネルギー部みどり自然課（山形市松波二丁目8番1号）

(3) 提出期間

イ 令和2年8月22日（土）に実施する試験を受験する場合

令和2年7月22日（水）から同年8月5日（水）まで

ロ 令和2年9月12日（土）及び同月13日（日）に実施する試験を受験する場合

令和2年8月3日（月）から同月17日（月）まで

ハ 令和2年10月10日（土）に実施する試験を受験する場合

令和2年9月16日（水）から同月30日（水）まで

ニ 令和3年1月15日（金）に実施する試験を実施する場合

令和2年11月27日（金）から同年12月11日（金）まで

5 その他

詳細については、環境エネルギー部みどり自然課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 適性試験及び講習の期日及び場所

期 日	場 所	受験者の居住地
令和2年7月29日（水）	最上総合支庁	主に最上総合支庁管内の市町村
同 年8月4日（火）	置賜総合支庁（本庁舎）	主に東南置賜地域の市町
同 年8月5日（水）	置賜総合支庁西置賜地域振興局	主に西置賜地域の市町
同 年8月19日（水）	庄内総合支庁	主に庄内総合支庁管内の市町
同 年8月26日（水）	村山総合支庁（本庁舎）	主に村山総合支庁管内の市町
同 年9月14日（月）	村山総合支庁（本庁舎）	県内の全市町村

2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が令和2年9月14日の狩猟免許を所持する者

3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する

病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

(2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	期 日	時 間	場 所
筆記	令和2年10月24日（土）	午前10時30分から午後4時30分まで	別途指定する。
	令和2年10月25日（日）	午前10時から午後4時30分まで	
実技	令和2年12月13日（日）	別途指定する。	別途指定する。

2 受験手続

受験申請書を令和2年7月20日（月）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（令和2年7月20日（月）までの消印のあるもの）に限り受け付ける。。

3 その他

(1) 令和2年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、令和2年7月10日（金）までに一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。

イ 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法

ロ 「手引請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角形2号）を封入して郵送する方法

(2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120（4194）82）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時

令和2年9月11日（金）午前11時から

(2) 場 所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室

2 試験を実施する職種及び科目

(1) 職 種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

(2) 科 目

指導方法

3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

4 受験手続

受験申請書を令和2年8月11日（火）から同月21日（金）までの間に産業労働部雇用対策課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（郵送による提出の場合は、同月11日（火）から同月21日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。

5 その他

詳細については、産業労働部雇用対策課（電話番号023(630)2378）に問い合わせること。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募 戸数	区分	家賃					金 敷	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ー1ト3号棟	新庄市金沢1496 ー1	2LDK	平方メートル 57.1	1	一般用	14,700 円	17,000 円	19,400 円	21,900 円	25,000 円	28,900 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年8月3日から同月7日までの午前9時30分から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和2年8月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 令和2年10月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、公用携帯電話サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 令和2年8月21日（金）午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
公用携帯電話サービス 929台
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 令和2年11月1日から令和6年10月31日まで
- (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和2年11月分から令和3年3月分までの5箇月分に相当する金額及び初期導入費用により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和2年11月分から令和3年3月分までの5箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額及び初期導入費用の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部施設装備課装備係 電話番号023(626)0110
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部警務部施設装備課装備係で交付するほか、山形県のホームページ

(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

- (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部施設装備課装備係で交付する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額(契約期間における総額)の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、契約期間の総額(入札書に記載されたサービス費用(5箇月分)に9.6を乗じて得た額及び初期導入費用の合計額とする。)が最低となる価格をもって入札(有効な入札に限る。)を行った者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿(様式第104号によるもの)に限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。)に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和2年7月28日(火)午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月22日(水)午後4時までに山形県警察本部警務部施設装備課装備係に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)、3の(5)に係る事項を証明する書類(以下「証明書」という。)及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: A service of 929 official cellular phones
- (2) Time-limit for tender: 11:00A.M. August 21, 2020
- (3) Contact point for the notice: Facility and Equipment Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023(626)0110

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る令和2年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和2年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一 照

1 試験の日時

令和2年11月8日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

山形市蔵王飯田637 ヒルズサンピア山形

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和2年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 窓口での配布

配布場所	所在地	配布期間
山形県みらい企画創造部市町村課	山形市松波二丁目8番1号	令和2年7月27日（月）から同年8月28日（金）まで（同月10日（月）並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
山形県村山総合支庁	山形市鉄砲町二丁目19番68号	
山形県村山総合支庁西村山地域振興局	寒河江市大字西根字石川西355番地	
山形県村山総合支庁北村山地域振興局	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	
山形県最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034番地	
山形県置賜総合支庁	米沢市金池七丁目1番50号	
山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局	長井市高野町二丁目3番1号	
山形県庄内総合支庁	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	

山形県行政書士会	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会館	令和2年7月27日（月）から同年8月28日（金）まで（同月10日（月）、同月13日（木）及び同月14日（金）並びに土曜日及び日曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで
----------	----------------------------	--

## (2) 郵送による請求

令和2年7月6日（月）から同年8月21日（金）まで（同日まで必着とする。）に、住所、氏名及び郵便番号を記載し、140円分の郵便切手を貼付した返信用封筒（角形2号：A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）を同封の上、下記の宛先まで請求すること。なお、配布は、令和2年7月27日（月）以降とする。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

## 5 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 令和2年7月27日（月）から同年8月28日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留で郵送すること。）

ハ 提出書類 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）を貼付したもの）

## (2) インターネットによる受験申込み

受付期間は、令和2年7月27日（月）午前9時から同年8月25日（火）午後5時までとする。同日午後5時までに入力を完了していない場合は、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

なお、入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

## (3) 受験手数料

7,000円（払込方法については、試験案内を確認すること。）

## (4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03(3263)7700）

## 6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等は、障がい等の状況により必要な措置を講ずることがあるので、希望する者は、受験申込みに先立って必ず5の(4)の連絡先へ相談すること。なお、特例措置の手続については、試験案内を確認すること。

## 7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和3年1月27日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。

令和2年7月7日印刷  
令和2年7月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県